

平成31年度（2019年4月～2020年3月） 海外の大学・大学院に短期留学予定の方へ 日本学生支援機構奨学金募集のお知らせ

中央大学在学中に海外へ短期留学（3ヶ月以上1年以内）をするために奨学金を希望する方を対象に、日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）の募集を行います。

希望者は申込案内を厚生課・理工学部学生生活課にて受け取り、申込期限までに申込書類を提出してください。

なお、本奨学金の希望の有無にかかわらず、既に日本学生支援機構第一種・第二種奨学金を受けている方が短期留学をする場合は、留学継続に関する手続が必要ですので、速やかに厚生課・理工学部学生生活課に来てください。

記

1. 募集奨学金 日本学生支援機構第二種奨学金(短期留学) 有利子貸与奨学金
(2018年11月に貸与終了した者の貸与利率：利率固定方式0.33% / 利率見直し方式0.01%)
 2. 申込資格 中央大学在学中に、留学期間が3ヶ月以上1年以内（ダブルディグリー等で学位取得に1年以上の期間を必要とし、機構が認めている場合は2年以内）であって、下記のいずれかの条件を満たす留学をする者
 - ①中央大学の学生交流に関する協定等に基づく留学
 - ②留学により取得した単位が中央大学の単位として認定される留学
 - ③大学院レベルの研究留学で、中央大学が有意義と認めた留学 <大学院生対象>
 3. 貸与月額 (選択制) 学部生 : 2万円から12万円の1万円単位から選択
大学院生 : 5万円・8万円・10万円・13万円・15万円
※留学時特別増額貸与奨学金（一時金・有利子）
選択した貸与月額の初回振込時に10万～50万円（選択制）の増額貸与を希望できます。
 4. 貸与期間 留学を開始する月～留学を終了する月
3ヶ月以上1年以内(ただし、ダブルディグリー・プログラムの場合は2年以内)
 5. 申込期限 **留学開始月が2019年4月～7月の者**
2019年1月21日（月）窓口開室時間内(期限厳守)

留学開始月が2019年8月～11月の者
2019年5月10日（金）窓口開室時間内(期限厳守)

留学開始月が2019年12月～2020年3月の者
2019年9月11日（水）窓口開室時間内(期限厳守)
- ※万が一、留学が正式に決定していない場合でも、上記期間中に留学を予定し、本奨学金を希望している方は、予め申込をしてください。後日、本奨学金の予約を取り消すことも可能です。
6. その他
 - ①奨学金を受けるためには、人的保証制度か機関保証制度のいずれかに加入することが必要です。
 - * 人的保証制度・・・採用時に連帯保証人／保証人を選任する制度です。
 - * 機関保証制度・・・貸与期間中、一定の保証料を支払い、保証機関の保証を受ける制度です。
 - ②申込書類の中には、父母の収入を証明する書類等、準備に時間がかかる書類が必要です。申込希望者は申込期限に間に合うよう、早めに厚生課・理工学部学生生活課で申込案内を受け取ってください。
 7. 問い合わせ先 厚生課（多摩キャンパス 6号館地下1階） TEL：042-674-3461
理工学部学生生活課（後楽園キャンパス 1号館1階） TEL：03-3817-1716